様式第1号（第６条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市私道整備事業補助金交付申請書

年度において、次のとおり私道整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう高松市私道整備事業補助金交付要綱第６条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 補助金交付申請額 | 円 |
| 私道の所有者 | 住所氏名電話番号 |
| 私道整備事業の内容 | 舗装に係るもの道路排水構造物に係るもの |
| 施工業者 | 所在地商号代表者氏名電話番号 |
| 着手年月日 | 　年　　月　　日 |
| 完了年月日 | 　　年　　月　　日 |
| 添付書類 | (１)　私道に係る不動産登記法第１４条地図(２)　私道に係る登記簿謄本の登記事項証明書(３)　商業登記簿謄本（所有者が法人の場合）(４)　私道隣接地の登記事項要約書(５)　設計図書(６)　工事費見積書（行き止まり・通り抜け別）(７)　現況写真(８)　私道整備事業実施同意書(９)　その他市長が必要と認める書類 |

収支予算書

１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　算　額 | 摘　　　要 |
|  | 円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　算　額 | 摘　　　要 |
|  | 円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

様式第２号（第７条関係）

高　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

様

　　　　高松市長

高松市私道整備事業補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、高松市私道整備事業補助金交付要綱第７条の規定により、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年度 |
| ２　事業名 |  |
| ３　補助金の交付予定額 | 円 |
| ４　工事種別 | 補助金交付対象経費 | 補助率 | 補助金の額 |
| 行き止まり部分 | 舗装 |  | ６／１０ |  |
| 道路排水構造物 |  | ６／１０ |  |
| 計 |  |  |  |
| 通り抜け部分 | 舗装 |  | ８／１０ |  |
| 道路排水構造物 |  | ８／１０ |  |
| 計 |  |  |  |
| 合計（１，０００円未満端数切捨て） |  |
| ５　着手年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ６　完了年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ７　交付条件 | (１)　この補助金は、高松市私道整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。(２)　私道整備事業に着手したとき、及び私道整備事業が完了したときは、直ちに着手（完了）届を提出してください。(３)　次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。ア　内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。イ　中止し、又は廃止するとき。ウ　予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。(４)　私道整備事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。(５)　市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類の検査をさせ、又は私道整備事業の執行状況について実地検査をします。(６)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。(７)　高松市私道整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。 |

様式第３号（第８条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市私道整備事業補助金変更交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け高　　第　　　　号により補助金の交付決定を受けた私道整備事業について、次のとおりその内容を変更したいので高松市私道整備事業補助金交付要綱第８条第１項の規定により関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 補助金交付申請額 | 円 |
| 変更する私道整備事業の内容 |  |
| 変更理由 |  |
| 添付書類（変更後） | (１)　私道に係る不動産登記法第１４条地図(２)　私道に係る登記簿謄本の登記事項証明書(３)　商業登記簿謄本（所有者が法人の場合）(４)　私道隣接地の登記事項要約書(５)　設計図書(６)　工事費見積書（行き止まり・通り抜け別）(７)　現況写真(８)　私道整備事業実施同意書(９)　その他市長が必要と認める書類 |

収支予算書（変更後）

１　収入の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　算　額 | 摘　　　要 |
|  | 円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　算　額 | 摘　　　要 |
|  | 円 |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |

様式第４号（第８条関係）

高　　第　　　　　号

　　年　　月　　日

様

　　　　高松市長

高松市私道整備事業補助金変更交付決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった補助金の変更交付については、次のとおり決定したので、高松市私道整備事業補助金交付要綱第８条第２項の規定により、通知します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　交付年度 | 年度 |
| ２　事業名 |  |
| ３　補助金の交付予定額 | 円 |
| ４　工事種別 | 補助金交付対象経費 | 補助率 | 補助金の額 |
| 行き止まり部分 | 舗装 |  | ６／１０ |  |
| 道路排水構造物 |  | ６／１０ |  |
| 計 |  |  |  |
| 通り抜け部分 | 舗装 |  | ８／１０ |  |
| 道路排水構造物 |  | ８／１０ |  |
| 計 |  |  |  |
| 合計（１，０００円未満端数切捨て） |  |
| ５　着手年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ６　完了年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| ７　交付条件 | (１)　この補助金は、高松市私道整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。(２)　私道整備事業に着手したとき、及び私道整備事業が完了したときは、直ちに着手（完了）届を提出してください。(３)　次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。ア　内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。イ　中止し、又は廃止するとき。ウ　予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。(４)　私道整備事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出してください。(５)　市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類の検査をさせ、又は私道整備事業の執行状況について実地検査をします。(６)　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。(７)　高松市私道整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。 |

様式第５号（第８条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市私道整備事業中止（廃止）申請書

次のとおり私道整備事業を中止（廃止）したいので、高松市私道整備事業補助金交付要綱第８条第３項の規定により、関係書類を添えて申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 交付決定年月日及び発送番号 | 　　　　年　　月　　日高　　　　第　　　　号 |
| 中止（廃止）の理由 |  |
| 中止（廃止）年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 私道の所有者 | 住所氏名電話番号 |
| 私道整備事業の内容 | 舗装に係るもの道路排水構造物に係るもの |
| 添付書類 | (１)　私道整備事業補助金交付決定通知書(２)　私道整備事業補助金変更交付決定通知書 |
| 備考 |  |

様式第６号（第９条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

届出者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市私道整備事業着手（完了）届

次のとおり私道整備事業に着手（完了）したので、高松市私道整備事業補助金交付要綱第９条の規定により届けます。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定年月日及び発送番号 | 　　年　　月　　日高　　第　　　　号 |
| 事業名 |  |
| 施工業者 | 所在地商号代表者氏名電話番号 |
| 私道整備事業の期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 着手（完了）年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類 |  |

様式第７号（第１０条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

報告者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市私道整備事業実績報告書

次のとおり私道整備事業が完了したので、高松市私道整備事業補助金交付要綱第１０条の規定により報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 交付決定年月日及び発送番号 | 　　年　　月　　日高　　第　　　　号 |
| 事業名 |  |
| 施工業者 | 所在地商号代表者氏名電話番号 |
| 私道整備事業の期間 | 年　　月　　日から年　　月　　日まで |
| 着手年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 完了年月日 | 　　　　年　　月　　日 |
| 添付書類 | 1. 実施設計図書
2. 工事契約書の写し
3. 工事代金の支払が確認できる書面（領収書の写し等）
4. 工事完成写真
5. その他市長が必要と認める書類
 |

収支決算書

１　収入の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　算　額 | 決　算　額 | 差引増減額 | 摘　　　要 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

２　支出の部

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 予　算　額 | 決　算　額 | 差引増減額 | 摘　　　要 |
|  | 円 | 円 | 円 |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 合　　　計 |  |  |  |  |

様式第８号（第１１条関係）

高松市指令　第　　　　　号

様

年　　月　　日付けで実績報告のあった私道整備事業については、次のとおり決定したので、高松市私道整備事業補助金交付要綱第１１条第１項の規定により、次の条件を付けて補助金として　　　　　　　　　　　円を交付します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

１　この補助金は、高松市私道整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

２　市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類の検査をさせ、又は私道整備事業の執行状況について実地検査をします。

３　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

４　高松市私道整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。

様式第９号（第１１条関係）

　　年　　月　　日

（宛先）高松市長

申請者　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（名称及び代表者の氏名）

電話番号

高松市私道整備事業補助金概算交付申請書

　　　　　年　　月　　日付け高　　第　　　　号により交付決定のあった補助金について概算交付を受けたいので、高松市私道整備事業補助金交付要綱第１１条第３項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 事業名 |  |
| 補助金概算交付申請額 | 円 |
| 概算交付を必要とする理由 |  |

様式第１０号（第１１条関係）

高松市指令　第　　　　　号

様

年　　月　　日付けで申請のあった私道整備事業については、高松市私道整備事業補助金交付要綱第１１条第２項の規定により、次の条件を付けて補助金として　　　　　　　　　　　円を概算交付します。

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　高松市長

１　この補助金は、高松市私道整備事業補助金交付要綱に基づくもので、この目的以外に使用してはなりません。

２　私道整備事業が完了したときは、直ちに実績報告書を提出してください。

３　次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長の承認又は指示を受けなければなりません。

(１)　内容を変更するとき（市長が認める軽微な変更の場合を除く。）。

(２)　中止し、又は廃止するとき。

(３)　予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難となったとき。

４　市長が必要があると認めるときは、当該職員に書類の検査をさせ、又は私道整備事業の執行状況について実地検査をします。

５　市監査委員から要求があるときは、いつでも監査を受けなければなりません。

６　この補助金は、概算払であるので、事業終了後、実績に基づき精算をし、交付した補助金が確定した補助金の額を超えていた場合は、その差額を直ちに返還しなければなりません。

７　高松市私道整備事業補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付の決定を取り消し、補助金の返還を求めます。